

《通訳案内士試験改革の背景》

- 現行の試験は、「通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験」（通訳案内士法第5条）として、筆記試験・口述試験ともにふさわしい内容・構成となっているかどうか、改めて検討する必要。
 - ・ 外国語筆記試験 作問及び採点業務に主観的な要素を排除する必要がある、効率化を図る必要がある等
 - ・ 口述試験 試験内容としてもっと実用的なものにしていく必要があるのではないか、重層的な質問や色々なパターンを用いることにより、深いやりとりを行う必要がある等



《通訳案内士試験の改訂事項》

外国語筆記試験（一次試験）

- ・ 言語によっては、選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせることとする。
- ・ 選択式（マークシート方式）による出題を組み合わせる場合にも、外国語文和訳問題1題、和文外国語訳問題1題、外国語による説明問題1題は記述式により出題するものとする。

口述試験（二次試験）

- ・ 評価項目は以下の項目ごとに、具体的な評価基準を設定しておくものとする。
 - プレゼンテーション
 - コミュニケーション（臨機応変な対応力、会話継続への意欲等）
 - 文法及び語彙
 - 発音及び発声
- ・ 合否判定は、原則として6割を合格基準点とし、当該合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。